

## 九ノ六 笠置寺縁起抄出

原典 国立公文書館内閣文書写本

解説 笠置寺縁起抄出はこれまで大日本仏教全書八三 鈴木学術財団編によって研究されてきたが重要な誤りがあり、今般は新出史料である国立公文書館内閣文書写本によった。

国立公文書館内閣文書は七枚あり、本文一枚目に「編脩地志備用典籍」の印記がある。これは江戸幕府の昌平坂学問所が地誌編修準備のために所持していた証である。水戸藩から昌平坂学問所に引き継がれたものであろう。

「参考太平記」中、笠置寺抄出による部分は送り仮名等、些少の違いはあるが、基本的に国立公文書館内閣文書と同一である。従って参考太平記の記述はこの国立公文書館内閣文書の写本が底本となっていると思われる。

この史料で重要なのは、元弘の役で笠置寺は本堂を始めとして堂塔、坊舎、鐘楼、経蔵、すべて焼き払われ、わずかに千手堂、六角堂、大湯屋のみ残ったという点である。これは近年（平成十八年から十九年）にかけての笠置山南部地域での発掘により、二〇〇三〇センチの焼土堆積層の存在で裏付けられた。

参考太平記によれば

笠置寺縁起 蔵在薩摩坊津一乗院 文明十七年乙巳笠置寺住侶順宗房貞盛彼寺再

興為勸進御下向之時令書写一畢

とある。

「参考太平記」にこの抄出が記載されている経緯は、水戸光圀の「参考太平記」編纂の過程で編集総裁であった水戸藩士佐々介三郎が、貞享二年（一六八五年）七月に坊津一乗院を訪れ「笠置寺之縁起（一卷）」のうち、「後醍醐天皇潜幸のこと」の箇所を写し取ったと記録されている（同行の丸山雲平可澄の記になる筑紫巡遊日録）。

これによれば現在伝わっている内閣文書写本の原本は薩摩坊津一乗院にあり、笠置寺再興勧進のためはるばる当寺を訪れた順宗房貞盛が縁起を書写せしめ、その後参考太平記の資料集めのために一乗院を訪れた佐々介三郎がこれを写し取ったということになる。

坊津一乗院は寺伝では敏達天皇の十二年（五八三年）、任那復興のため敏達天皇の命によつて来日した日羅（日本書紀に記事あり）が創建したとされる。

延宝元（一六七三）年に著された『一乗院来由記』によれば、百済の僧日羅がこの地に三坊を建て 阿弥陀三尊を手刻して安置し「鳥越山龍巖寺」と称したのが始まりというが、確証はない。

その実在がはっきりするのは南北朝時代からで、紀州根来寺の別院として栄えた。島津氏の庇護を受けて江戸時代には薩摩藩屈指の有力寺院となったが、明治初めの廃仏毀釈でその姿を消し、坊津湾を一望する景色の良い高台（今は小学校の敷地となっている）に五輪塔、宝篋印塔、歴代住持の墓などの遺跡を残すだけである。現在その寺宝の一部は坊津

歴史資料センター輝津館に所蔵されている。

一乗院にて書写させた笠置寺縁起が、現存する天文七年の写本と同じか、あるいはその親本の一部が入っているのか、もしそうであれば新しい発見も期待されるので、一乗院の資料を承継した坊津歴史資料センター輝津館を訪問したが、残念ながらその存在を確認し得なかった。

このように一連の資料をひもといて行くと、現在流布している大日本仏教全書に基づく笠置寺縁起抄出は一乗院を奈良としている点（「彼寺再興為勸進御下向之時」、と奈良の大寺を訪問する際に下向とは言わないだろう）書写させた人物が笠置寺再興勸進状を書き、おそらく同時に笠置寺縁起を書いた貞盛でなく、別人の眞盛としている点で大きな錯誤があることとなる。

原文

原典 国立公文書館内閣文書の写本

元弘元年辛未八月廿九日後醍醐天皇、同一宮、和東ノ鷲峯山ヨリ当寺へ臨幸成ル、御供ノ公卿、按察大納言公敏、万里小路中納言藤房、源中納言具行、六条中将、四条中将、侍ニハ近藤左衛門尉宗光、但馬左衛門尉重定等ヲ始トシテ、御供ノ官兵五百余騎、其外東南院僧正聖尋、御先達タル間、東大寺ノ衆徒警固シ奉ル者也、則当寺ノ衆徒請取奉テ、本堂ヲ以内裏トシ、行幸ヲ成シ奉ル、叡感無極者也、

仍テ同九月六日ヨリ、武家ノ猛勢当山ニ馳向フ、度々合戦ニ及トイヘトモ、寄手追立ラレテ、木津河辺マテ引退ク、カクテハ此城卒尔ニ攻カタシトテ、先院宣、長者宜、御教書、奉書ヲ国々へ成サレテ、軍勢ヲ催サル、間、近国ノ武士ハ申ニ不及、東夷廿一万騎ソ上リケル、然間彼猛勢、当山ヲ打マキ夜昼攻ル事隙ナシ、軍喚ノ声、上ハ有頂ニ聞へ、下ハ水輪際ニモ響クラント覺タリ、太山モ是カ為ニ崩レ、大地モ忽ニクツカヘスハカリ也、然トイヘトモ、彼笠置山ハ、日本無双ノ城郭也、高山峨々ト聳ヘテ、嶺ハ雲ニ隠レ、深谷嶮々ト沈テ、麓ハ霧ニ籠レリ、通路狭クシテ、岩ノ腹ヲツタフ、高ク登ル事咸陽宮ノ構ヲ成ス、タトヒ防キ戦フ敵ナシトイヘトモ、甲冑ヲヨロヒ、兵具ヲ帶シテカリニモ登ルヘキ様ソナキ、何況ヤ宮ノ官兵ニ、笠置ノ衆徒等交テ、山ノ案内ハシリヌ、カシコノ山崎、コ、ノ岩鼻ニ手サキヲ取り、ツヨ弓精兵、箭ツキハヤノ手キ、トモ走廻リ、サシトリ引トリ散々ニ射ケレハ、東国ノ武士、案内ハシラス、足立ハワロシ、透間カチナレハ、射殺サレヌル者、其数ヲ知ラス、適ウス手負スル者モ、一足モフミタ、ヨヘハ、深谷ニコロヒ落ル事、直ニ奈利ニ墮スルカ如シ、コ、ニ於テ樊噲カ威モウセ、張良カ術モツタルハカリ也、カクテハ此城、尽末来際ヲ経ルトモ、落ル事有ヘカラストテ、種種ノ謀ヲ巧ミケリ、

爰ニ東ノ夷料簡ヲ廻シテ、既ニ城中ニカヘリ忠ヲマフケタリ、則廿八日戌刻ニ、城中ニ火ヲ放ツ間、寄手ノ軍兵乱入畢、是ヨリ、宮ハ、又和東へ行幸成セ給フ、然間寄手両ノ口ヨリ乱入テ、所々ニ火ヲ放ツ間、本堂ヲ始テ、堂塔、坊舎、鐘楼、経蔵、悉被焼払畢ヌ、僅ニ千手堂、六角堂、大湯屋ハカリソ残リケル、爰ニ魔風頻ニ吹テ、本堂ノ猛火、本尊ニ

覆、石像焼隔テ、化人刻彫ノ尊容、已ニ埋没セリ、

其後吉野帝御代、元弘三年癸酉八月十四日、奉勅宣、本堂造立ノ企ニ及トイヘトモ、成  
ゼズシテ頗年月ヲ経、于時永徳元年辛酉三月十一日ニ造畢セシム、然ニ又応永第五曆、籠  
所ノ局ヨリ火出テ重テ炎上畢又云々、

当寺別当、東大寺東南院法務大僧正聖尋 永徳元年本堂造立御勅宣吉野帝云々

此縁起十七葉蔵在一乗院

本云文明十七年乙巳笠置寺住侶順宗房貞盛彼寺再興為勸進御下向之時令書写御本畢

※この最後の二行 参考太平記は引用書物として次のように記す。

笠置寺縁起 蔵在<sub>二</sub>薩摩坊津一乗院<sub>一</sub>、巻尾書曰、文明十七年乙巳、笠置寺住侶順宗房

貞盛、彼寺再興、為<sub>二</sub>勸進<sub>一</sub>御下向之時、令<sub>二</sub>書写<sub>一</sub>畢

参考までに大日本仏教全書寺誌叢書第二(大正二年発行)の笠置寺縁起抄出  
の解説を記す。傍線は解説者

巻数 一卷

作者 明記なし

年代 文明一七年(一四八五)

底本 内閣文庫本

本書は『笠置寺縁起』(書目番号六四一)の抜率。『笠置寺縁起』のうち、元弘元年(一  
三三一)八月二十九日の後醍醐天皇・護良親王の笠置行幸から九月二十八日笠置寺陥落に  
至るまでの記事を抄出し、さらに「文弘三年癸酉八月十四日、奉勅宣本堂造立ノ企ニ及ト  
イヘトモ、成セスシテ頗年月ヲ経、于時永徳元年辛酉(一三八一)三月十一日ニ  
造畢セシム、然ニ又、応永第五曆(一三九八)籠所ノ局ヨリ火出テ、重テ炎上畢又云々」  
と、笠置寺のその後のことを追補している。奥書によると、この『縁起抄出』十七葉は奈  
良の一乗院にあつたものであり、文明十七年(一四八五)笠置寺の順宗房貞盛が同寺再興  
の勸進のために『笠置寺縁起』から抜粹書写させたものであることがわかる。

出版『仏全』旧版一一八、大2。

(今枝愛真)

大日本仏教全書本笠置寺縁起抄出

元弘元年辛未八月廿九日。後醍醐天皇同一宮。和束ノ鷲峯山ヨリ当寺へ臨幸成ル。御供  
ノ公卿按察大納言公敏、万里小路中納言藤房、源中納言具行、六条四将中將、侍ニハ近藤  
左衛門尉宗光、但馬左衛門重定等ヲ始トシテ、御供ノ官兵五百余騎、其外東南院僧正聖尋  
御先達タル間、東大寺ノ衆徒警固シ奉ル者也、則当寺ノ衆徒請取奉テ、本堂ヲ以テ内裏ト  
シ行幸ヲ成シ奉ル、叡感無レ極者也、仍同九月六日ヨリ武家ノ猛勢当山ニ馳向フ、度々合  
戦ニ及トイヘトモ、寄手追立ラレテ木津河辺マテ引退ク、カクテハ此城卒而ニ攻カタシト

テ、先院宜長者宜御教書奉書ヲ国々へ成サレテ軍勢ヲ催サル、間、近国ノ武士ハ申ニ不レ及、東夷廿一万騎ソ上リケル、然間猛勢当山ヲ打マキ夜昼攻ル事隙ナシ、軍喚ノ声上ハ有頂ニ聞へ、下ハ水輪際ニモ響クラント覺ヘタリ、大山モ是カ為ニ崩レ、大地モ忽ニクツカエスハカリ也、然トイヘトモ彼笠置山ハ日本無双ノ城郭也、高山峨々ト聳ヘテ嶺ハ雲ニ隠レ、深谷嶮々ト沈テ麓ハ霧ニ籠レリ、通路狭クシテ岩ノ腹ヲツタフ高ク登ル事咸陽宮ノ構ヲ成ス、タトヒ防キ戦フ敵ナシトイヘトモ、甲冑ヲヨロヒ兵具ヲ帶シテ、カリニモ登ルヘキ様ソナキ、何況ヤ宮ノ官兵ニ笠置ノ衆徒等交テ、山ノ案内ハシリヌ、カシコノ山崎コ、ノ岩鼻ニ、手サキヲ取リツ、弓精兵箭ツキハヤノ手キ、トモ走廻リ、サシトリ引トリ散々ニ射ケレハ、東国ノ武士案内ハシラス、足立ハワロシ、透間カチナレハ射殺サレヌル者其数ヲ知ラス、適ウス手負スル者モ一足モフミタ、ヨヘハ、深谷ニコロヒ落ル事直ニ奈利ニ隨スルカ如シ、コ、ニ於テ焚カ威モウセ、張良カ術モ盡タルハカリ也、カクテハ此城尽未來際ヲ経ルトモ落ル事有ヘカラストテ、種々ノ謀ヲ巧ミケリ、爰ニ東夷料簡ヲ廻シテ既ニ城中ニカエリ忠ヲマフケタリ、則廿八日戌刻ニ城中ニ火ヲ放ツ間、寄手ノ軍兵乱入畢、是ヨリ宮ハ又和束ヘ行幸成セ給フ、然間寄手両ノ口ヨリ乱入テ所々ニ火ヲ放ツ間、本堂ヲ始テ堂塔坊舎鐘樓経蔵悉被焼払畢ヌ、僅ニ千手堂六角堂大湯屋ハカリ残りケル、爰ニ魔風頻ニ吹テ本堂ノ猛火本尊ニ覆、石像焼隔テ化人刻彫ノ尊容已ニ埋没セリ、其後吉野帝御代元弘三年癸酉八月十四日、奉<sub>ニ</sub>勅宣<sub>ニ</sub>本堂造立ノ企<sub>ニ</sub>及<sub>トイヘトモ</sub>、成セスシテ頗年月ヲ経、于<sub>レ</sub>時永徳元年辛酉二月十一日ニ造畢セシム、然<sub>ニ</sub>又<sub>ニ</sub>応永第五曆籠所ノ局ヨリ火出テ重テ炎上畢ヌ云々、

当寺別当東大寺東南院法務大僧正聖尋 永徳元年本堂造立御勅宣吉野帝云々

此縁起十七葉蔵在一乘院

奎文明十七年乙巳笠置寺住侶順宗房眞盛彼寺再興為勸進御下向之時令書写御本畢